



議会基本条例を制定しました

草津市議会では、平成26年12月19日の本会議において「草津市議会基本条例（案）」を議員提出し、全会一致により可決し、平成27年1月1日から条例を施行しました。今後、この条例に定めた理念・方針をもとに、取り組みを実践してまいります。



草津市議会基本条例の概要

前文（条例制定の経緯）

第1章 総則

第1条 目的 草津市の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会や議員の活動の活性化や充実を図り、市民福祉の向上や市政の発展に寄与する

第2章 議会および議員の基本原則

第2条 議会の役割

- ★ 議決権限を行使、市の意思決定を担う
- ★ 継続的な議会運営の改革、調査研究活動

第3条 議員の活動原則

- ①市民全体の福祉向上、政治倫理 ②議員間討議を尊重
- ③説明責任、市民の意見を市政に反映 ④不断の研さん

第4条 議長、副議長

★市民に開かれた議会

市民にわかりやすい情報の発信
市民が議会に参加する機会の拡充

★政策の立案や提言を行う議会

議員間で十分に議論
議会としての合意形成

★行政の監視や評価を行う議会

行政運営の状況を監視・評価

第3章

第5条 市民への情報公開、情報発信

- ①原則公開、傍聴等の促進
- ②議会活動の情報発信
- ③審査の過程や論点等を明らかに

第6条 多様な市民参加、市民との連携

- ①市民と意見交換、政策立案に反映
- ②必要に応じ請願者に意見を聴く
- ③公聴会・参考人制度の活用

第7条 議会報告会

議会活動の報告、市民意見の聴取

第4章

第8条 討議する議会

- ①議員間討議、合意形成、説明責任
- ②議員間討議を中心とした運営

第9条 政策立案、政策提言

- ①政策立案、政策提言
- ②議員研修の充実強化

第10条 専門的知見の活用

- ①専門的事項の調査、討議に反映
- ②学識経験者等による調査機関

第11条 政策討論

市の施策や課題を全議員で討論

第5章

第12条 監視機能と審査機能の強化

- ①議員と市長等との緊張関係を保持
- ②質問の論点・争点の明確化
- ③委員会の専門性を活かした運営

第13条 反問権

議員の質問に対し市長等が反問

第14条 重要政策等の論点に関する情報の提供

市長等に重要政策等の情報提供を要請

第15条 議決事件

総合計画の基本構想と基本計画の一部を議決事件に追加

第16条 評価機能の強化

予算・決算審査等における事業の評価

第6章 議会の機能向上

第17条 議会改革の推進

議会制度の法改正や議会改革の継続的な推進の必要性があるときは、組織を設置し、調査検討を実施

第18条 議会の調査研究体制の充実強化

- ①政務活動費を活用した積極的な調査研究
- ②議会図書室の充実
- ③大学等研究機関との連携、議会事務局の体制整備

第7章 議員定数、議員報酬

第19条 議員定数

第20条 議員報酬

第8章 他の条例との関係、見直し手続

第21条 他の条例との関係

第22条 見直し手続

条例の全文・解説は、草津市議会ホームページをご覧ください。

『草津市議会基本条例』で **検索** <http://www.kusatsu-shigikai.jp/>

